

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
- 保安林の指定を解除する件
- 道路の区域を変更する件
- 道路の供用を開始する件
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件

九 八 八 八

告 示

福島県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年一月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 解除に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字蒲生字西山一六三二の二六、一六三二の三四、一六三二の七〇、一六三二の七一、一六三二の七三
- 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（森林保全課）

福島県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成三十一年一月八日から二週間一般の縦覧に供す

る。

平成三十一年一月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二九四号	白河市与惣小屋一八番 一地从先から 同 市弥次郎窪四二番 一六地先まで 白河市東小丸山七七番 二地先から 同 市横町六番地先ま で 白河市与惣小屋一八番 一地从先から 同 市東小丸山八九番 二地先まで 白河市横町六番地先か ら 同 市弥次郎窪四二番 一六地先まで	変更前	A 一〇・〇〇 B 一四・六〇 C 二六・三〇 D 一六・〇〇	六、二五五・〇 二、一七一・〇 六二〇・〇 二、一八八・一
		変更後	A 一〇・〇〇 B 一四・六〇 C 一六・〇〇 D 一五・三〇	六、二五五・〇 二、一七一・〇 六二〇・〇 二、一八八・一

（道路計画課）

福島県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成三十一年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九四号	白河市東小丸山九二番二地先から 同 市東大沼一七九番地先まで	平成三十二年一月八日

福島県告示第九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

平成三十一年一月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
田代坂

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十三号までを順次結んだ線及び標柱十三号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
田代坂
田代坂

- 百六十一番 一号
- 二百二十二番 二号
- 二百二十七番 三号
- 二百三十六番 四号
- 二百五十五番 五号
- 二百三十三番 六号
- 二百十四番 七号
- 二百七十五番 八号
- 百七十八番 九号
- 百七十四番 十号
- 百七十番 十一号
- 百六十六番 十二号
- 百六十六番 十三号

(砂防課)

(道路計画課)